

枚方市立樟葉西小学校 危機管理マニュアル

令和8年4月改訂版

1 学校の危機管理について

2 想定される危険

- (1) 緊急時引き渡しマニュアル
- (2) 地震
- (3) 大雨・暴風・洪水・雷・竜巻等の気象変災時
- (4) 火災
- (5) 不審者
- (6) Jアラートを通じてミサイル発射情報が発信された場合
- (7) 児童の行方不明
- (8) 健康危機発生時（大きなケガ・アナフィラジー・心停止など）
- (9) 理科室での事故
- (10) 虐待
- (11) 情報漏えい（ウイルス・USB紛失等）
- (12) 不登校対応
- (13) 感染症対策
- (14) 熱中症対策

1. 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、子どもや教職員等の生命や心身の安全を確保することである。そのため危険をいち早く発見して事件・事故等（いじめ事象や健康危機含む）の発生を未然に防ぐことが第一である。併せて万が一事件・事故等が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。さらには事件・事故等の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることも危機管理の目的である。

2. 危機管理のあり方

- ①学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろんのこと、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長・教頭あるいは首席・教務主任・生徒指導主担者が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定する必要がある。
- ②危機管理マニュアルは作成し備え付けることは不可欠であるが、機能するような訓練実施と共に、訓練によって得られた課題をもとに改善していく必要がある。
- ③危機に直面した場合、見過ごしや判断の誤りが重大な問題に発展するという認識が必要である。状況把握を何よりも優先し、危機対応時の行動について教職員は十分留意しなければならない。そのためには「組織人としての自覚」「報告・連絡・相談」の意識の向上に努め、役割分担を通して組織的に動く必要がある。早期に正確な情報収集を行い、見通しの利く状況認識の下に意思決定を行うことが求められるので、日常における学校全体の危機管理能力の向上が大切である。

3. 危機管理の実際

- ①教職員は、日頃から子どもへの危機管理意識を高め、安全に対する知識・技能・習慣・態度を身につけるとともに、子ども自身に「自分の命は自分でも守る」という意識を持たせることが危機管理の取り組みを行う上で不可欠である。そのためには、何を（指導内容）、どこで（指導の場）、どのように（指導方法）指導していくかを明確にしておかなければならない。
- ②教職員は、学校における危機管理の機能（ア．危機の予知予測 イ．危機の回避・防止 ウ．危機への対応 エ．危機の再発防止）を基本にして、子どもが事件・事故に遭わないように目配り、気配り、心配りし、危機管理に対する研修を積極的に行い意識の向上・維持に努める必要がある。
- ③学校の非常時には誰が何をどうすべきかは状況によって異なるが、常にシミュレーションする中で意識の向上を図らねばならない。
- ④危機管理の範囲に、いじめ暴力や人権上配慮に欠けるもの・新型の感染症等の健康危機についての把握や指導・対応の仕方等についても含める。
- ⑤いつ起きるかもしれない事件・事故・健康危機発生時におけるマスコミへの対応についても、当事者意識を持って熟知しておくことが大切である。
- ⑥事後の報告に対応するため、事象発生時より記録者を決めておく。

4. 具体的な危機管理ポイント：教職員の安全注意義務の自覚・危険の予知予測回避防止

①校内安全点検の留意点

- ア．校舎・遊具等の亀裂・崩壊・落下物・突起物等の把握と安全対策
- イ．運動場・中庭の地面の凹凸や埋設物・危険物の把握と安全対策

ウ. 教室・特別教室・廊下等の危険箇所の把握と安全対策

②不審者対応・自然災害・健康危機対応について

③日常の危機管理チェック項目

◆安全に対する児童の意識向上を図るとともに、危険予知能力を高めさせる指導が必要

◆学校管理下（教員指導中）・・・指導前・指導中・指導後等の安全注意義務が発生する

ア. 高所からの転落事故防止及び注意喚起

・屋上、窓、塀など

イ. 体育授業や体育器具による事故・怪我（指導前・指導中に確認）防止

・体育器具のネジの緩みや布の亀裂の把握と安全指導

・持久走による過呼吸や心停止注意（体調確認、学年に応じた適正距離、AED）

・水泳指導中の心停止、逆飛び込みによる頭部打撲に注意（体調確認、陸上監視）

・気温上昇下での熱中症等への注意喚起と水分補給の措置

ウ. 理科実験中の事故・怪我防止

・薬品類の扱い、アルコール・バーナー・マッチ等の取扱い・火傷等の防止、部屋の換気、大型器具の取扱い等に留意

エ. 家庭科実習中の事故・怪我防止

・包丁、ガス、縫い針、ミシン等の使用についての事前指導

・実習中の火傷等の防止（アイロンやコンロ使用時）

・調理実習では必ず火を通したものを食すること（食中毒・異物混入）

オ. 図工実習中の事故・怪我防止

・ニス、シンナー使用時の部屋の換気

・彫刻刀・小刀等の使用についての事前指導

カ. フィールドワーク等、校外学習時での交通事故・駅ホームからの転落・電車との接触事故等防止・児童数確認の場所及び回数

キ. いじめ暴力等の未然防止並びに早期発見

・児童理解並びに児童の人間関係の観察、状況把握

ク. 感染症拡大防止の部屋の換気並びに手洗いの励行・状況に応じてマスク着用の奨励

ケ. 給食のパン等のつめこみによる窒息死防止・アレルギー児童への配慮、給食に異物が発見された場合の児童への指導及び対応（食中毒・異物混入）

コ. 児童が作成した文書・絵等で人権上配慮に欠けたものが無いかの把握及び指導

サ. 顔や腕・足等のアザ・腫れ・出血部等の傷を発見した場合は、家庭内での虐待或いは友達からのいじめ・暴力によるものか確認すること

シ. 病歴がある児童やアレルギー児童の把握と対応

・生命に関わる食物アレルギーのある児童へは最善の注意を払うこと

ス. 集金については極力避けることが望ましいが、図工や家庭科で必要な物品を希望販売する時の業者の集金袋の受け取りについては、担任が児童から直接受け取る手渡しを原則とする。できれば集金袋回収期間内は、持参の有無を毎日確認することとする

セ. 児童がしんどい等、不調を訴えてきた時は担任のみの判断で対応するのではなく、保健室にて体温測定や問診を行うことにより対応を考える。高熱等、状況によっては保護者に迎えに来てもらうこともあるので、児童の健康状態を最優先に考え保護者との連絡を密にして対応すること

ソ. 学校管理下の怪我については、基本的には①連絡帳で済むもの ②電話で状況を説明すればよ

いもの ③家庭訪問して状況説明するもの ④担任が管理職とともに家庭訪問して状況を説明したほうが良いもの等がある。特に③④については事前に管理職にも報告すること。保護者への連絡が数分遅くなっただけで信頼関係が損なわれる場合が非常に多いので、十分留意すること。留守電設定なら先ず一報を入れておくこと。学校に過失がある場合は、言い訳をせず謝罪する。

◆学校管理下（授業外・教員不在）・・・安全等に対する日常の指導の有無が問われる

- ア．高所からの転落事故防止のための指導
 - ・屋上、窓、庇、渡り廊下
- イ．自習時間内の事故・怪我・喧嘩の防止
 - ・適切な課題の提示、安全面での事前指導
- ウ．いじめや暴力等の当事者である場合や発見した場合の指導
- エ．廊下等での疾走衝突事故防止のための指導（危険予知）
- オ．登下校時の事故・怪我防止のための指導

◆学校管理下外・・・帰宅後でも安全等に対する日常の指導の有無が問われる

- ア．いじめや暴力等の当事者である場合や発見した場合の指導
- イ．火遊びの当事者である場合や発見した場合の指導
- ウ．金銭や物のやりとりの当事者である場合や発見した場合の指導
- エ．交通事故に遭わないための歩き方・自転車の乗り方の指導
- オ．校区外へ行くことや池、川、高圧線付近等での遊び禁止の徹底
- カ．インターネット・メール等の正しい使い方についての指導
- キ．家庭内での児童虐待事案を把握した場合は速やかに対応する
- ク．保護者・地域への注意喚起の徹底

5. 外部関係機関等との連携

①施設設備に関する事案は、市の公共施設部等と連携し速やかに改善を図る。

- ア．学校内で対応できない修理・危険物の除去等の依頼

②児童の事故や怪我については、必要に応じて教育委員会に連絡するとともに原因を明確にして再発防止のための手立てや指導を行う。

- ア．事故・怪我等の発生現場確認を怠らないこと
- イ．施設設備上の瑕疵なのか、加害被害の関係か、自分自身の不注意によるものか

③虐待については、警察や子ども家庭センター・民生委員児童委員等との連携を図る。

④児童の搜索事案が生じた場合は、保護者や地域の協力を得ることも念頭に入れる。

⑤自然災害や不審者対応については、別紙マニュアル通りとする。

- ア．警察・消防等への連絡及び救助・パトロール等の依頼

2. 想定される危険

(1) 緊急時引き渡しマニュアル

保存版

令和8年度

《保護者用資料》

緊急時児童引き渡しマニュアル

枚方市立樟葉西小学校

※昨年度からの変更点は赤字にしてあります。

東日本大震災や大阪北部地震の発生は、平日昼間の発災であったため、学校管理下において避難した児童を無事に保護者に引き渡すことに、大変な苦勞をした学校が多数ありました。

- ①電話、携帯電話等が使えないため、避難経路、保護者への引き渡し等に困難を極めた。
- ②保護者らへの引き渡しの規定がなかったため、近所の人が厚意で自分の子と一緒に連れ帰り、親と一時行き違いになることがあった。「必ず保護者に引き渡す」というルールが必要であった。
- ③保護者への引き渡し等について、決めていなかったため、下校に時間を要した。
- ④道路状況が悪く、交通の混乱が予想以上で親に引き渡すまでにかかなりの時間を要した。 等

(「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告：文部科学省」)

上記のようなことを踏まえて、災害発生時の基本的なルールを決め、緊急時に保護者(引き取り者)に対して、確実に児童を引き渡すことができるように訓練を実施します。

このマニュアルは、訓練のためのものではなく、実際の緊急場面でも以下の流れに沿って児童の引き渡しを進めますので、十分な理解と速やかな行動をお願いします。

◆引き渡しのルール◆

① 引き渡しが必要と想定される事象

- ・震度5弱以上の地震発生
- ・特別警報・暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報発表時
- ・児童の生命・安全に関わる極めて重大な事故、事件発生時
- ・その他、学校から保護者へ児童を安全に引き渡す必要があると学校長が判断した時

※特に、地震が発生した際には、電気・ガス・水道・通信等のライフラインが途絶えることも想定されます。

そのため、以下のことを取り決めます。

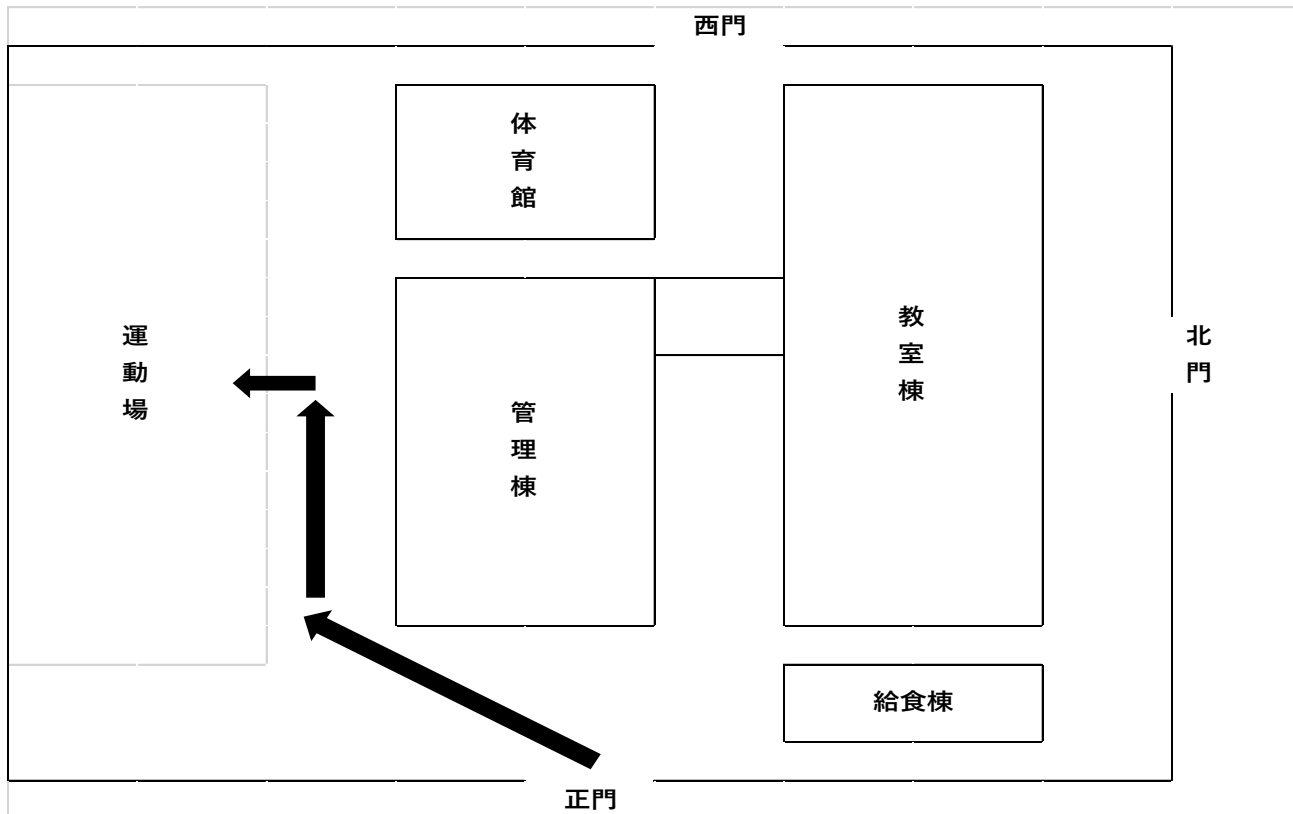
	地震発生時のルール
児童が登校中	危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 →揺れがおさまった後、原則として登校
児童が在校中	・ 震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。
児童が下校中	危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 →揺れがおさまった後、原則として自宅へ
児童が在宅中	・ 前日の下校以降、登校までに震度5弱以上の地震が発生した場合は、当日を臨時休校とする。 土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則臨時休校とする。

被災状況によりますが、学校再開までの間に児童の心身の状態やご家庭の被災状況の把握のために、学校からコンタクトをとることがあります。通信が可能な場合には、「緊急連絡票」に記載されている緊急時連絡先への電話連絡や、まなびポケットでの連絡を優先的に行います。家庭訪問や避難所訪問を実施することもありますのでご協力よろしくお願いします。

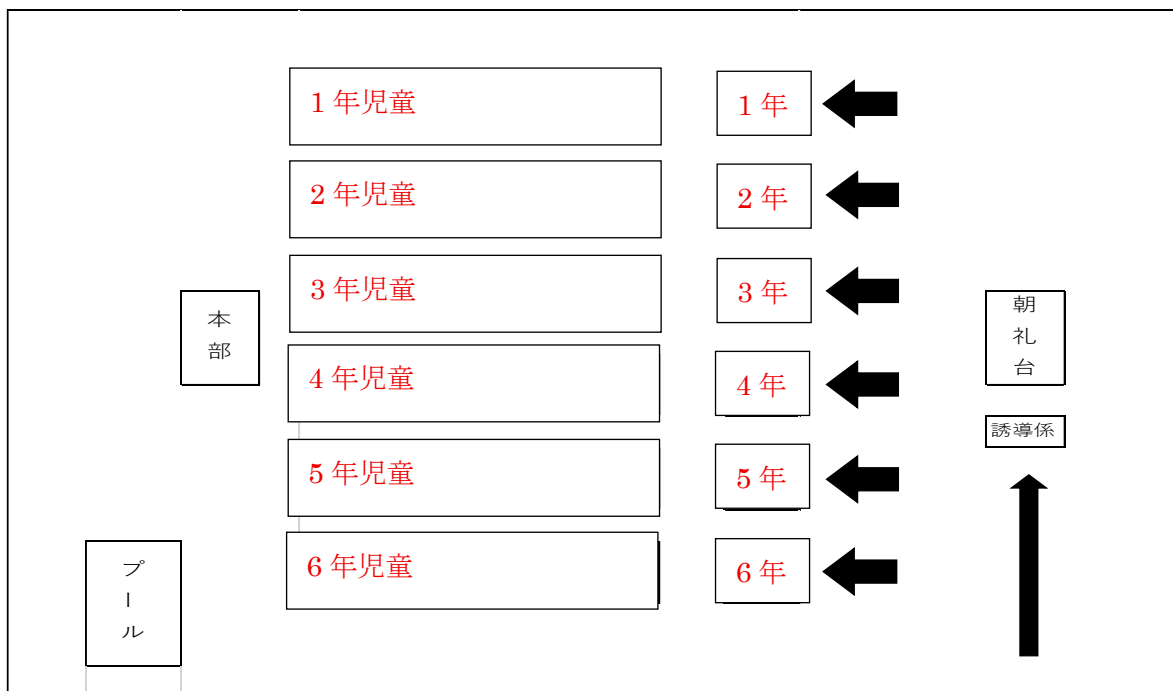
いつ起こるかわからない自然災害に備えて、日ごろからご家庭で避難場所の確認や避難時持ち出し品の準備等していただくようにお願いします。

◆運動場の場合の会場図◆

《全体図》



《運動場》

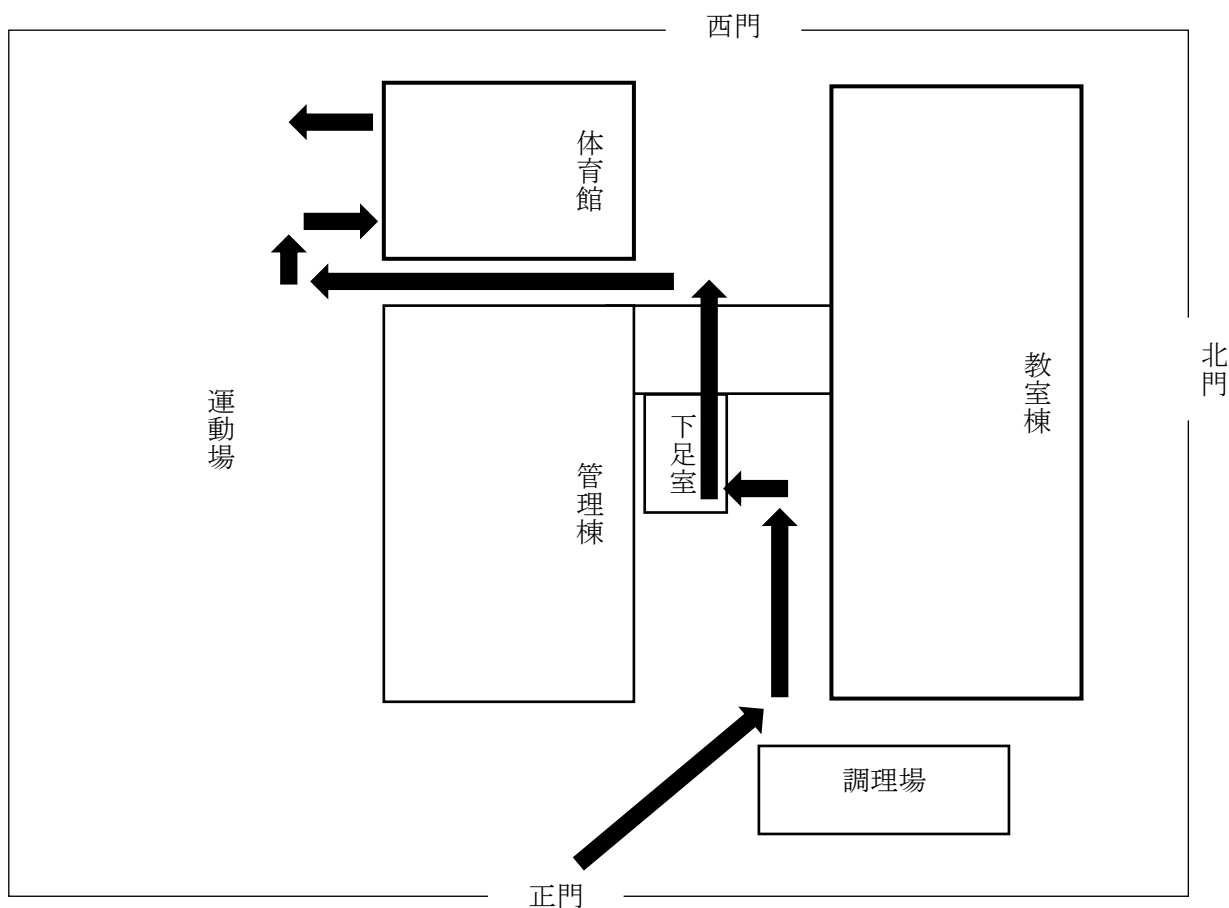


※向かって右側から1組2組の順に並んでいます。

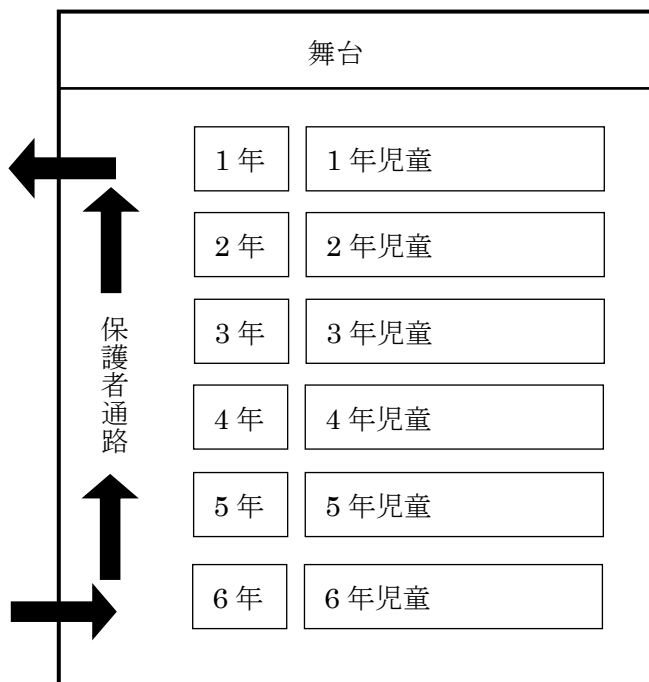
※他学年に兄弟姉妹がいる場合には、順路に従い高学年のお子さんから引き取りを行ってください。

◆体育館の場合の会場図◆

《全体図》



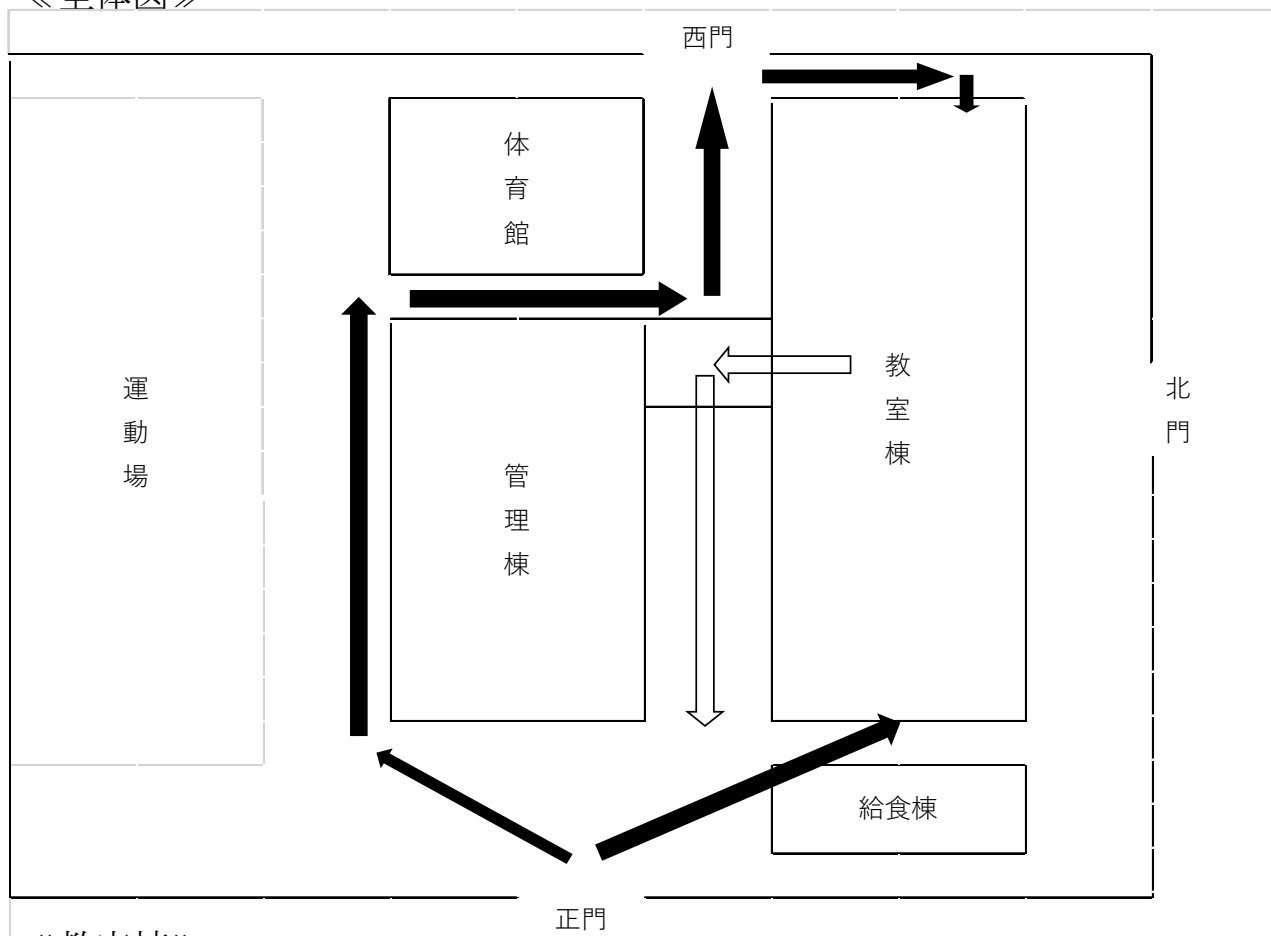
《体育館》



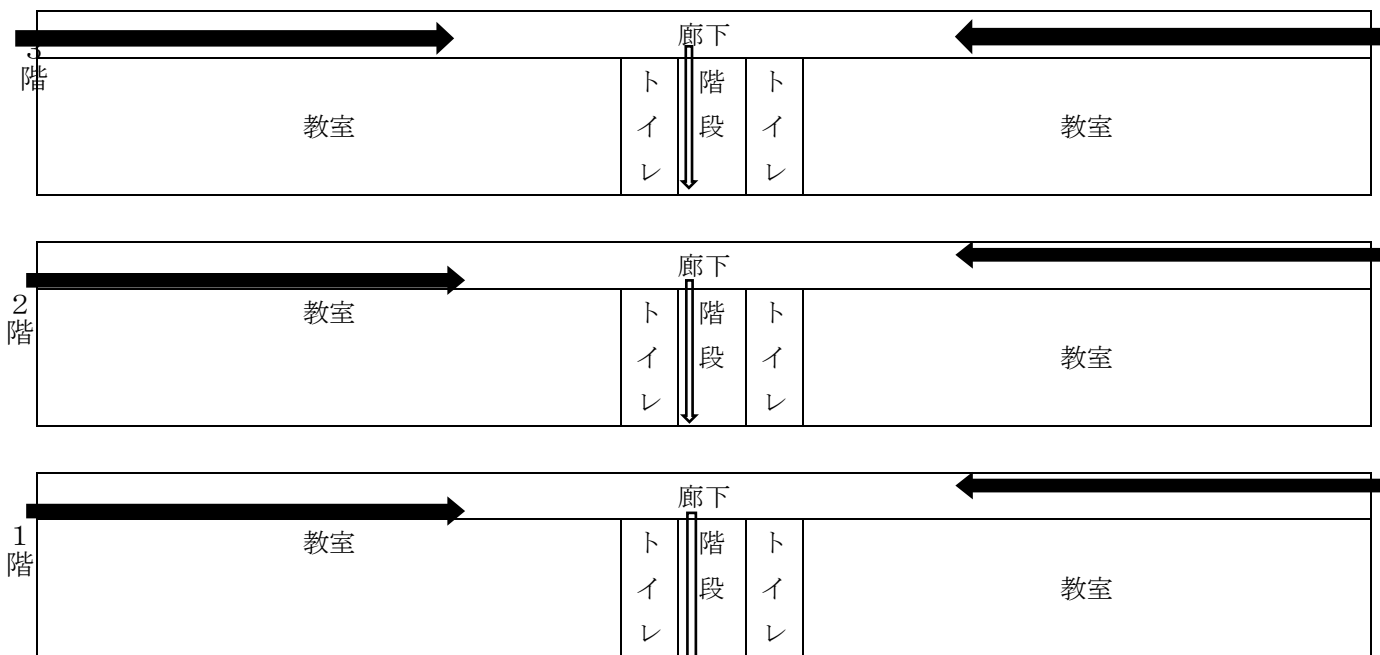
※舞台側から1組2組の順に並んでいます。
※他学年に兄弟姉妹がいる場合には、順路に従い高学年のお子さんから引き取りを行ってください。

◆教室の場合の会場図◆

《全体図》



《教室棟》



※他学年に兄弟姉妹がいる場合には、順路に従い3階→2階→1階の順でお子さんの引き取りをお願いします。

※右側通行でお願いします。※下靴は、履いたままお上がりください。

(2) 地震

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>避難誘導 各担任</p> <p>安全確認 教室棟</p>
事前の危機管理	<p>点 検</p> <p>① 毎月1日の校舎・遊具の安全点検</p> <p>② 毎年4月の地区児童会で教職員による非構造部材点検</p>
	<p>事 前 指 導</p> <p>①発生時には、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せる</p> <p>②ゆれがおさまった時点で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手近なもので頭を保護（なければ手で） 2. 避難経路もしくは、上から物が落ちてきにくいルートを選び、校内では運動場、校外では広域避難場所へ避難 3. 教室では出入り口を開けたまま、電灯は消す。担任は出席簿(名簿)を携行。 <p>③移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「低学年優先」を守る</p>
	<p>訓 練</p> <p>年に1回避難訓練を行う</p> <p>①「地震が発生しました」の放送で、発生時とるべき行動をさせる</p> <p>もしくは、緊急地震速報を聞いたときに、発生時とるべき行動をさせる</p> <p>②発生が授業中なら先生の指示のもと、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させる</p> <p>安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する</p>
	<p>研 修</p> <p>年に1度研修を行う</p>
発 生 時	<p>発 生 直 後</p> <p>①「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せるよう指示</p> <p>②ゆれがおさまったら、避難経路もしくは安全なルートを選び運動場へ避難させる。</p>
	<p>避 難 後</p> <p>①児童の人数確認→取り残されている児童の捜索・救助・応急手当</p> <p>②担任外で、校舎を見まわり安全確認。</p> <p>③校舎・通学路の安全確認</p>
発 生 後	<p>震度5弱以上</p> <p>① 児童は引き渡しとなる。保護者にまなびポケット配信及び電話連絡をする</p> <p>② 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>③ 通学路安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭）</p>
	<p>震度6弱以上</p> <p>①自動的に避難所が開設される。校区自主防災会との連携</p> <p>②お迎え・帰宅・避難所に残るかは、保護者判断</p> <p>③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>④通学路安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭）</p>
課 業 外	<p>参集</p> <p>② 管理職は震度5弱で学校参集（避難所・外部対応等）</p> <p>③ 震度5強で半数の教職員、6弱で全職員が参集し、基本は担任による児童の安否確認（電話・家庭訪問など）</p> <p>地区担当教諭による通学路安全点検と家庭訪問による安否確認</p> <p>④ まなびポケットによる情報提供</p> <p>④学校教育活動再開に向け、校舎・教室点検</p>
	<p>備考</p> <p>・防災無線は職員室前</p>

地震発生時のマニュアル

地震発生



安全確保

管理職

《状況把握》

近くに教職員のいない児童
校外学習に出ている学年
配慮を要する児童

教職員

《的確な指示》

頭部保護の指示
倒壊の恐れのあるものから離す
揺れている間は外に出さない
消火
ガス閉栓
コンセント抜く

児童

《安全行動》

机の下にもぐる
頭部保護
校舎外に出ない



揺れがおさまる

避難誘導

管理職

《総指揮》

全校へ避難指示
ラジオ、ハンドマイク等
確認

教職員

《的確な指示》

頭部保護の指示
「お・は・し・も」の指示
避難経路確認

児童

《安全行動》

机の下にもぐる
頭部保護
お・は・し・も



安全確認

管理職

災害対策本部設置

教職員

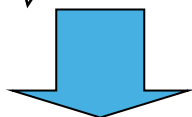
人員点呼
負傷者確認・応急手当
医療機関との連絡
児童の不安緩和
本部との連絡

児童

避難
建物
フェンス等に
近づかない

(3) 大雨・暴風・洪水・雷・竜巻等の気象変災時

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>避難誘導 各担任</p> <p>安全確認 担任外教諭</p>
事前の危機管理	<p>点検 ①毎月1日の校舎・遊具点検</p>
	<p>事前指導</p> <p><大雨><暴風><洪水></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校前に暴風警報・大雨警報・洪水警報が発表されているときは、別紙の措置に従う ・学校にいる時に暴風警報・大雨警報・洪水警報が発表された時には、まなびポケットで配信し、引き渡しを行う。 ・水路・側溝・マンホールの近くには近寄らない。雨風の強いときにはかさを使用しない ・避難場所を事前に確認しておく。 ・情報に注意して、状況が安全なうちに早めに避難する。 <p><雷></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴り出したら、頑丈な建物の中に避難する。収まるまで待つ。広い場所の真ん中や木のそばに立たない。 <p><竜巻></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な建物の中に避難する。身を小さくして頭を守る。屋外では、木のそばや倒れやすい建物のそばにいかない。
	<p>訓練 年に1回大雨・暴風の避難学習を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童は引き渡しとなる。保護者にまなびポケットで配信をする。 ② 通学路の安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭） <p>研修 年に1度研修を行う</p>
発生後	<p>初期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① まなびポケットで保護者に配信する。 ② 保護者に迎えに来てもらう。
	<p>事後対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全員で、校舎・校内の安全確認 ② 負傷者は養護教諭の応急手当後、必要に応じて保護者へ連絡し病院へ搬送 ③ 校舎や児童に被害があった場合は、施設整備課および教育委員会児童生徒課へ報告
	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線は職員室前



管理職
＜＜総指揮＞＞
状況把握
全校へ避難指示
保護者に連絡

教職員
帰宅準備の指示
欠席児童確認報告

児童
帰宅準備



管理職
＜＜総指揮＞＞
状況把握
下校確認

教職員
緊急時児童引き渡しカードをもとに引き渡し

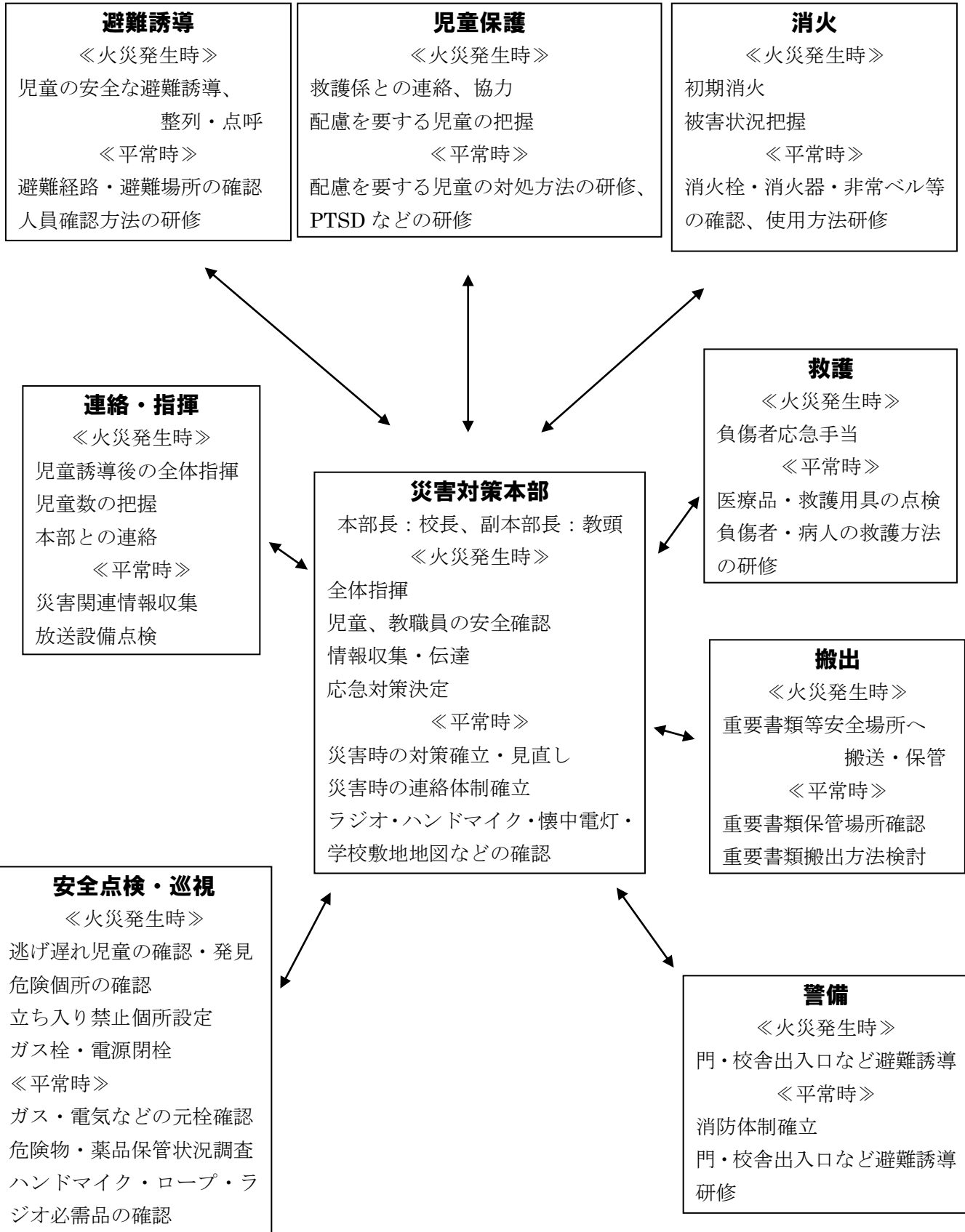
児童
教室待機



(4) 火災

体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 避難誘導 各担任</p> <p>安全確認 学年主任</p> <p>消火班 担任外教諭</p>
事前の危機管理	点検	①毎月1日の消火器安全点検
	事前指導	<p>①身近に火災を発見したらすぐに近くにいる教師に連絡し、指示に従う</p> <p>②火災の避難放送が入った時、火元を確認し、避難経路もしくは、火元をさけるルートを選び、運動場に避難する</p> <p>③避難時には、必ず口元を手やハンカチでおおい、煙をすいこまないようにする。 (煙は上に上がるので、姿勢を低くして移動する)</p> <p>⑤ 移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「低学年優先」を守る</p>
	訓練	<p>年に1回避難訓練を行う</p> <p>① 119番に通報し、「火災発生」を伝え、火元と避難先を知らせ、発生時とるべき行動をさせる</p> <p>② 消火班は、すぐに火元に集合し初期消火にあたる</p> <p>③ 発生が授業中なら先生の指示でその他の場合は自分で判断し、運動場に避難させるようにする</p> <p>④ 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する</p>
	研修	年に1度研修を行う
発直後	発生直後	<p>① 火災発生の確認後、119番に通報する。枚方市教育委員会児童生徒課にも報告する。</p> <p>②「火災発生」放送を行い、火元と避難先を知らせる。 児童は放送をよく聴き、先生がいるときは指示に従う。いないときは、判断して避難する。</p> <p>③先生は、避難経路、もしくはけむりがこない安全なルートを選び避難させる。</p> <p>④消火班担当職員は初期消火</p>
	避難後	<p>①児童の人数確認→不明児童の捜索・救助・応急手当</p> <p>②校舎・通路の安全確認</p> <p>③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>④保護者への連絡(児童の状況等)</p> <p>⑤授業打ち切り・再開の検討→打ち切りの場合は保護者へのお迎え依頼の連絡</p> <p>⑥消防署・警察の許可のもと、罹災現場の片付け</p> <p>⑦翌日以降の授業・教室等の検討</p>
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線は職員室前 ・緊急時公衆電話 職員室の前

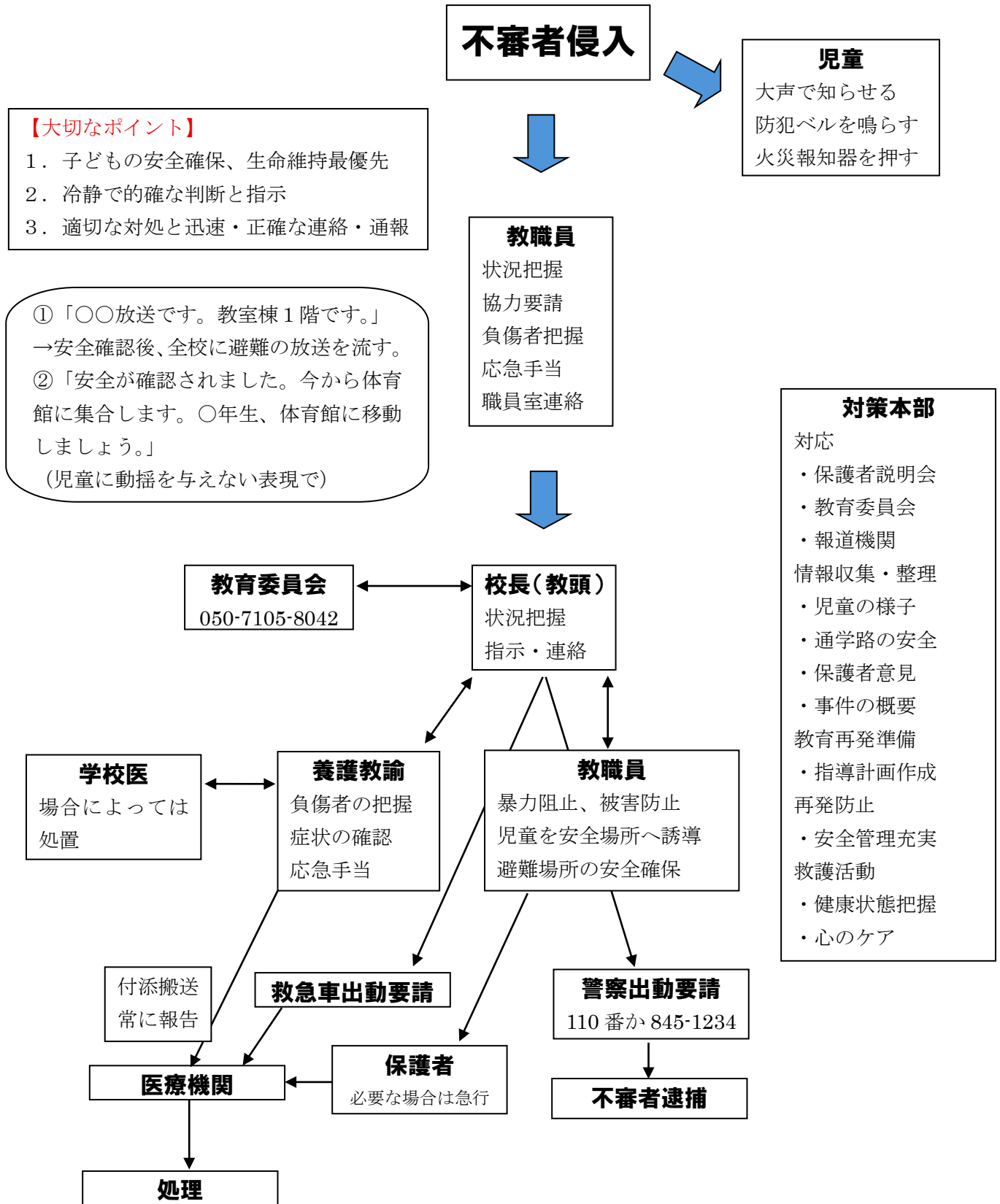
火災発生時マニュアル



(5) 不審者

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>避難誘導 各担任</p> <p>緊急対策本部 管理職・教務主任・生指主担</p> <p>救助班 担任外</p>
事前の危機管理	<p>点検</p> <p>① 来校者のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~16:30 来校証の確認・インターホンでの対応</p> <p>② 防犯ホイッスル・ブザーの点検</p>
	<p>事前指導</p> <p>① 放送を聴き、指示にしたがう。合言葉「〇〇放送です。」</p> <p>③ 救助班は現場へ急行する。</p> <p>④ 状況が確認できるまで、その場を移動しない。</p> <p>⑤ 教室にいるときは児童は扉からはなし、教師が戸口で施錠して安全を守る。</p> <p>⑥ 移動時には「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「低学年優先」を守る</p>
	<p>訓練</p> <p>年に1回避難訓練を行う</p>
	<p>研修</p> <p>年に1度研修を行う</p>
発生後	<p>発生直後</p> <p>①緊急対策本部設置 警察・教育委員会への通報（必要に応じて留守家庭も）</p> <p>②学校内の教職員・児童に状況を暗号で知らせる 児童は放送をよく聴き、指示に従う。あわてて飛び出したりしない。</p> <p>③先生は、安全なルートを選び避難させる。</p> <p>④救助班は、校舎に児童が残っていないか確かめた後、不審者対応に向かう。 警察がくるまで出来る限りの威嚇をする。ただし必要以上には近づかない。 (防犯ブザー、電子ホイッスル、火災報知発信機、消火器、いす、ほうきなどの利用。)</p> <p>⑤必要に応じて救急車の手配</p>
	<p>避難後</p> <p>①対策本部による役割分担（人数確認 ケガ対応 保護者対応 本部との連絡要員）</p> <p>②校舎・通路の安全確認</p> <p>③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>③ 窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長、不在時は教頭)</p> <p>④ 必要に応じてまなびポケットの配信・体育館での引き渡しを行い、保護者の迎えを依頼する。</p>
備考	<p>・防災無線は職員室前</p>

不審者防犯マニュアル



※安全確保ができれば、全校児童を体育館に集める。

樟葉西小学校の門扉警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

◎課業日 8：00～16：30の時間帯は、安全監視員が正門前に常駐している。

1 登校時

(1) 原則として朝の開門は8時00分。

(2) 登校時は正門・西門を開放。児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。

* 通常の授業時は、8時10分～8時20分の間に登校すること。

* 遅刻して門が閉まっている場合は、正門のインターホンを押し、安全監視員に通用門を開けてもらって入る。

* 遅刻・欠席する場合は、「まなびポケット」か電話にて、学校に連絡すること。

(3) 正門指導（8時10分～8時20分）

* 正門・西門で児童の登校を見守る。

（教職員：正門もしくは西門、正門：施設管理人 西門：安全監視員）

* 8時30分に施錠（正門：施設管理人、西門：安全監視員）。施錠後、安全監視員が正門へ移動し、正門での監視業務につく。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2 授業時・休憩時

(1) 門は施錠している。正門のインターホンを押し、安全監視員に通用門を開けてもらって入る。

(2) 来校者は、安全監視ボックスにて、受付簿を記入し、来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。

3 下校時、放課後

(1) 下校時刻の時間には、正門のみを開け、安全監視ボランティアが門付近で安全管理を行う。

(2) 来校者については、授業時と同様。

(3) 留守家庭児童会からの下校は、正門側の通用門と留守家庭児童会の通用門を使用する。

(6) Jアラートを通じてミサイル発射情報が発信された場合

体制		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指揮</div> 校長 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通報連絡</div> 教頭 事務 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">緊急対策本部</div> 校長・教頭・教務主任・学年主任
事前の危機管理	事前指導	大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応については、全職員共通理解のもと、事態に応じた安全指導を行うとともに児童の安全確保に努める。 着弾した場合、地震想定時と同様の児童の避難、帰宅体制をとれるよう教職員に周知する
	訓練	各教室で避難学習を行う。 枚方市のJアラート放送に合わせて行動を伴う訓練を行う。
発生後または、通報後	直後	<p>登下校時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合 ⇒原則として登下校を再開する。 ○ミサイルが大阪府域内に落下した場合 ⇒ Jアラートの続報・テレビ・ラジオ・インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように 落ち着いて行動する。 ○ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。 <p>在校時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドにいる児童は、校舎内に避難して安全を確保させる。 ・校舎内にいる児童・生徒の皆さんは、机の下に隠れるなど安全を確保させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教室等の中で身を低くする ○ 窓から離れて外を見ない ○ 机など丈夫なものに隠れ、頭を守る </div> <p>放課後</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。 屋外にいる場合⇒ できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。 建物がない場合⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 屋内にいる場合⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
		<p>近くにミサイルが落下した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。 ○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。 ・関係機関と連携する。
		<p>正確かつ迅速な情報収集</p> <p>Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。 行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。</p>

(7) 児童の行方不明

体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>児童の搜索対策班 校長 教頭 教務主任 生指</p>
事前の危機管理	点検	<p>① 門から出て行く児童のチェック</p> <p>校門監視 安全監視ボランティア 8:30~12:30</p> <p>校門監視 安全監視ボランティア 12:30~16:30</p> <p>② 西門開門時の立ち番</p>
	事前指導	<p>① 忘れ物等をして、一度学校に入ったら勝手に学校の外へでない。</p> <p>② 担任の許可なしに、勝手に教室を出ない。</p>
	研修	支援の必要な児童については、共通理解を図る。
発生後	発生直後	<p>① 児童の搜索対策班で、情報を集約し、子どもの傾向を知る。(課業内・下校時とも)</p> <p>② 児童の日ごころの活動を分析し、手分けして情報収集を行い、搜索するすぐに動けるもので校内を手分けして、搜索する(課業内)</p> <p>③ 15分たっても見つからない場合は、各学年1名召集する。(課業内)(下校時は、全ての職員)</p> <p>※状況に応じて保護者に連絡する。</p> <p>※ボランティアへの確認</p> <p>※防犯カメラの確認</p>
	15分後	<p>児童が学校外に出たことが確認できた場合</p> <p>① 搜索班は、児童の行きそうなところを中心に、搜索し、30分後に学校へ連絡し、状況を確認し指示を仰ぐ</p> <p>② 搜索範囲を広げ、樋上・楠葉並木・西船橋1丁目・西船橋2丁目・楠葉花園・くずはモールの6地区に分かれ搜索する。</p> <p>※状況に応じて保護者にも連絡する。</p>
	1時間後	<p>② 全ての教職員を招集し、経過報告を行い、混乱を招かないよう適宜児童に指導する。</p> <p>③ 教育委員会児童生徒課に連絡する</p> <p>③保護者に連絡をする</p> <p>④保護者と相談し、警察や樟葉駅に連絡をする</p> <p>⑤再度学校・地域を搜索する。</p> <p>⑥児童の写真を準備し、樟葉駅へいき、児童が電車にのっていないか確認する</p>
	2時間後	①窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長、不在時は教頭)
	その後	

(8) 健康危機発生時（大きなケガ・アナフィキラシー・プール事故・心停止など）

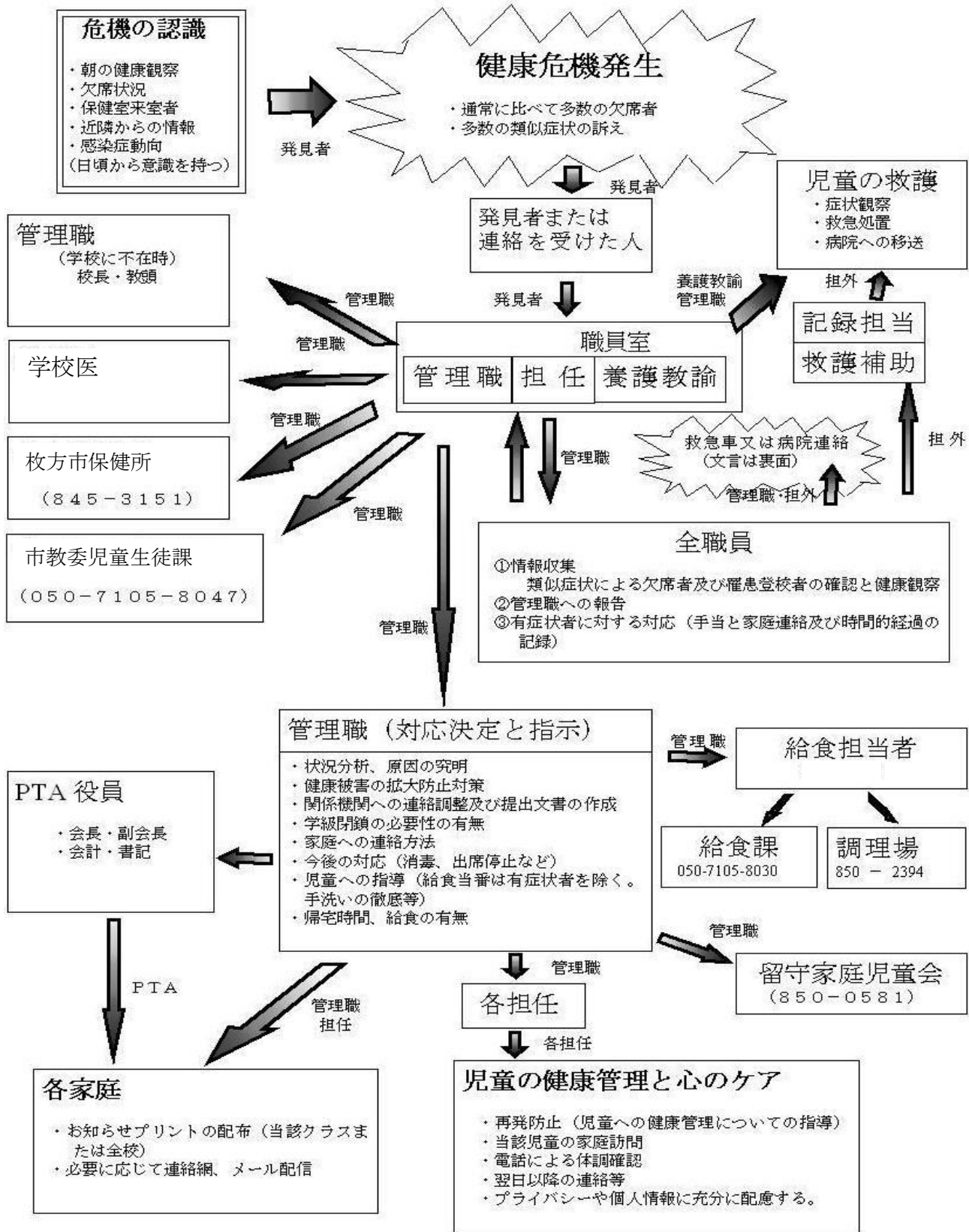
<p>体制</p>		
<p>事前の危機管理</p>	<p>研修 事前指導</p>	<p>年に1回アレルギー研修（エピペンの使い方）、救急救命講習（AED含む）</p> <p>①健康上リスクの有る児童自身が体の変調を感じたときはすぐに担任もしくは近くの先生に報告すること</p> <p>②友達の様子が普段と違うと感じたら、すぐに担任もしくは近くの先生に報告すること</p> <p>③大きなケガをして動けない友達を見たときは、無理に保健室につれてこず、近くの先生、もしくは養護教諭にすぐに連絡をすること。</p> <p>④大きなものが、ささっている時は無理にぬかないこと。刺さっているものが抜けた際は医療機関に持っていくこと。※錆びに注意</p> <p>⑤われたガラスは、さわらないこと</p> <p>⑥道具は適切に使用すること（はさみ・カッター・彫刻刀その他）</p>
<p>発生後</p>	<p>発生直後</p>	<p>①養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★事故が大きい場合、基本本人を動かさない。 ★一般状態の観察、傷の箇所・状態の確認、意識の有無、チアノーゼの有無、バイタル測定 ★必ず時刻をみて経過を記録する。 ★現状保存（例：理科実験）、現物保存（例：頭部打撲による嘔吐類） <p>→頭を強くうっておらず、意識がある場合は保健室への搬送（必要に応じて担架使用）</p> <p>→止血・消毒・固定等</p> <p>→アナフィキラシーを起こした児童へは保護者確認の上、エピペン</p> <p>→心停止の場合は、その場にAEDを持参し、使用。</p> <p>②病院での手当が必要な児童については、すぐに保護者に連絡の上、病院と連絡する。</p> <p>→保護者連絡（怪我の状況、指定病院の有無）</p> <p>③必要に応じて、救急車依頼（同時に保護者・児童生徒支援室へ連絡）</p> <p>④事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告</p> <p>⑤担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童が近づかないような配慮を行う。</p> <p>⑥必要に応じて、各学年主担を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。</p>
	<p>重大事案の場合</p>	<p>① 救急車には、養護教諭もしくは教職員が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する（重大事案は教頭もつきそう）</p> <p>②教育委員会児童生徒課には状況を随時報告し、指示をあおぐ</p> <p>③学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応</p> <p>④窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。（校長、不在時は教頭）</p> <p>⑤必要に応じ、保護者説明会を開催する</p> <p>⑥事案を分析し、再発防止につとめ適切な対応をとる</p>
	<p>備考</p>	<p>① 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う</p>

健康危機発生時の対応マニュアル

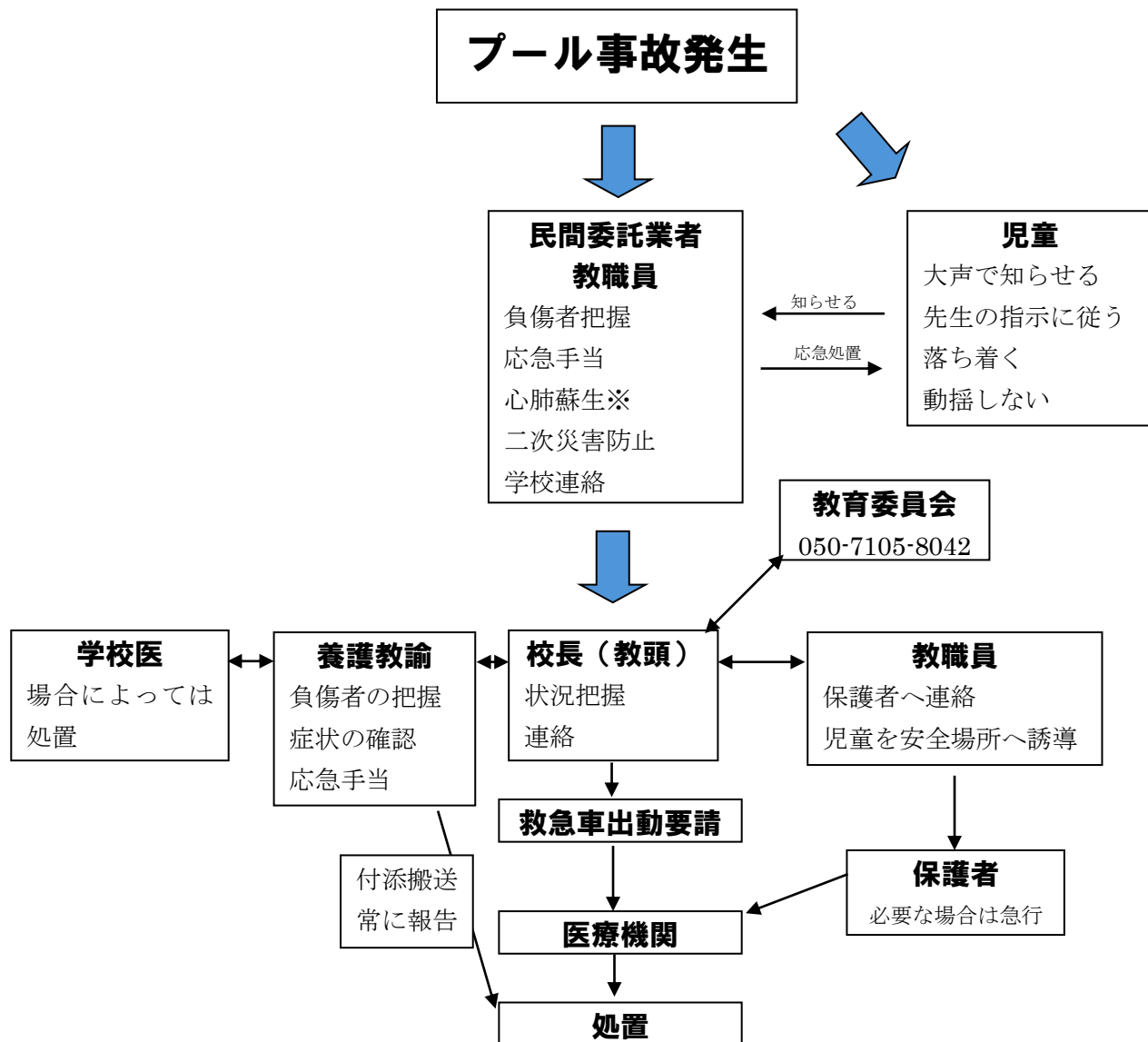
枚方市立樟葉西小学校

050-7102-9108

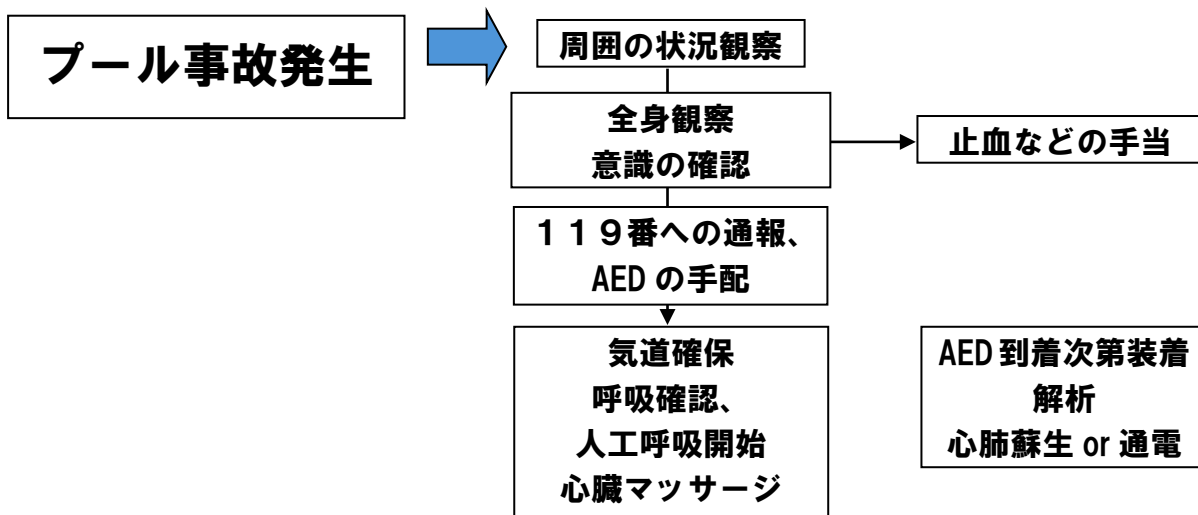
(健康危機とは、食中毒、感染症、毒物劇物、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態をいう)



プール事故発生時のマニュアル



※心肺蘇生法



(9) 理科室の事故

体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>当該児童の対応班 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
事前の危機管理	事前研修	① 理科担当教諭を中心に、全職員が「理科薬品の取り扱い」について周知する
	事前指導	<p>① 理科器具（特にガラス製品）への取り扱い方の指導</p> <p>② 理科薬品の取り扱いについての指導</p>
発生の直後	発生直後	<p>① 養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。</p> <p>→ガラスでのけがは、刺さり方により抜くか抜かないかの判断をする</p> <p>→薬品にあった応急手当を行い、病院へ搬送する</p> <p>② 保護者に連絡の上、病院と連絡する</p> <p>③ 必要に応じて、救急車依頼（同時に保護者・教育支援室へ連絡）</p> <p>④ 事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告</p> <p>⑤ 担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童に近づけないような配慮を行う。</p> <p>⑥ 必要に応じて、各学年主担を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。</p>
	重大事案の場合	<p>① 救急車には、養護教諭が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する (重大事案は教頭もつきそう)</p> <p>③ 教育委員会児童生徒課には状況を随時報告し、指示をあおぐ</p> <p>③ 学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応</p> <p>④ 窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。 (校長、不在時は教頭)</p> <p>⑤ 必要に応じ、保護者説明会を開催する</p> <p>⑥ 事案を分析し、2度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる</p>
	備考	② 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う

理科室事故発生時マニュアル

理科室事故発生

【応急処置】

1 誤飲

HCl、NaOH、H₂O₂、NH₃など
速やかに救急車を呼び、その間気道確保・横臥、担架に乗せて病院へ搬送する。

C₂H₅OH（エタノール）

速やかに救急車を呼び、その間、アルコール中毒を示し激しく嘔吐する可能性がある。嘔吐物によって窒息しないように注意し、病院へ搬送する。

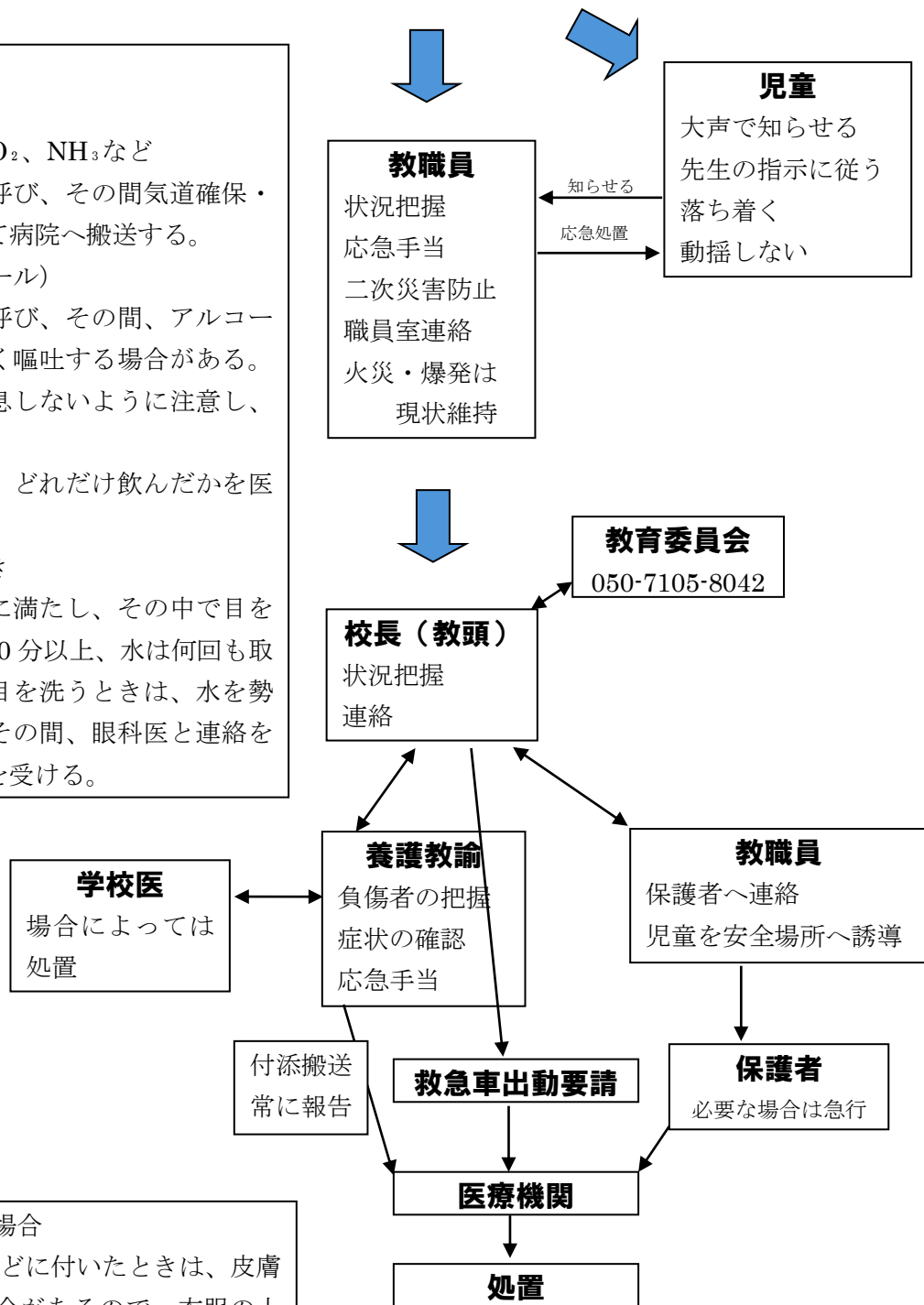
※いずれの場合も、どれだけ飲んだかを医師に報告する。

2. 目に入ったとき

多量の水を洗面器に満たし、その中で目をパチパチさせる。20分以上、水は何回も取り替える。水道で目を洗うときは、水を勢いよく出さない。その間、眼科医と連絡をとり、医師の診察を受ける。

3. 皮膚についた場合

HCl がズボンなどに付いたときは、皮膚が侵されている場合があるので、衣服の上から水を流して、病院へ搬送する。NaOH のときは、皮膚を溶かしていくが、大量の水で流す。HCl と違い気化しないので、水分が蒸発し、濃度が高くなり危険である。病院へ搬送する。



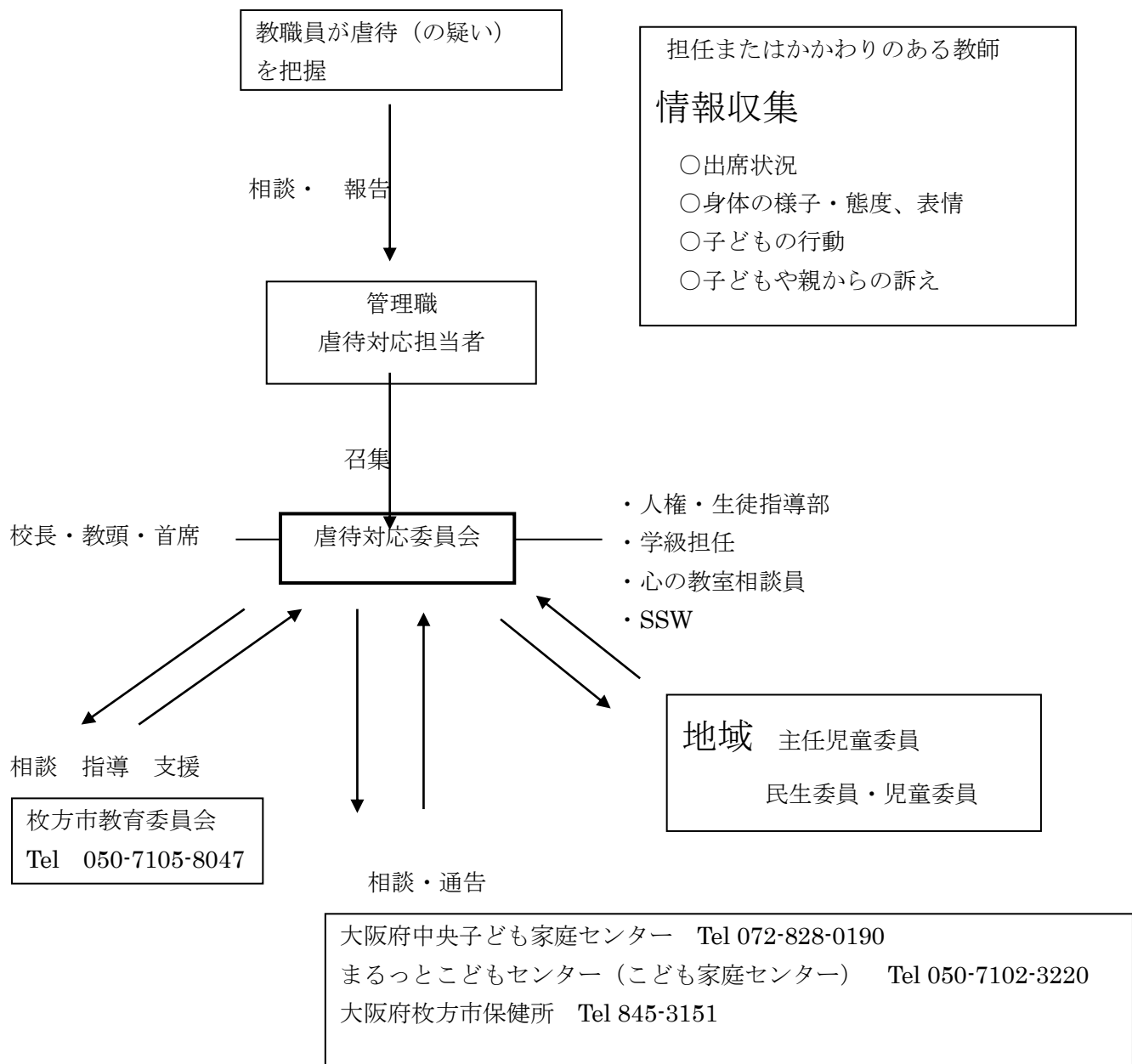
(10) 虐待

		指揮 校長 虐待対応委員会 校長 教頭 教務主任 虐待対応者（養護教諭） 生指主担 当該担任・学年 S S W
事前 の 危 機 管 理	確認	①各担任 毎日の健康観察時 ②養護教諭 体重測定や内科検診時
	事前 指 導	①教職員は、常に児童の表情・衣服・けが等の状況に敏感になり、気になることがあれば、教頭及び虐待対応者に報告・連絡・相談をすること ②虐待対応者は、経過を記録すること ③必要に応じて、外部組織を交えた虐待対応委員会を開くこと ④児童には困ったことがあれば、すぐに担任や心の教室相談員等本人が相談しやすい人に相談することを指導
	研 修	年に1回程度、研修を行う
発 生 後	初 期 対 応	①重篤なケガは、すぐに子ども家庭センターに通告し、教育委員会へ報告 ②まるっとこどもセンター（こども家庭センター）・教育委員会へ報告し、連携して対応する。虐待担当は経過を記録しておく。 ③必要に応じてケース会議を開催する
	事 後 対 応	①一時保護が決定した後は、関係機関と密に連絡をとりあう。 ②一時保護解除時には、担任を中心に、スムーズな復帰を支援する。 ③継続観察を行う。 ④個人情報には十分な注意を払う。

(11) 情報漏えい（ウイルス・USB紛失等）

		指揮 校長 情報委員会 校長 教頭 首席 情報主担
事前 の 危 機 管 理	確認	①個人情報は内部系パソコンでのみ取り扱う ②外部系パソコンと内部系パソコンの移動のみに専用のUSBを2本使用する ③電子媒体・紙媒体を問わず、個人情報は自宅に持ち帰らない。 ④私物パソコンは持ち込まない
	事前 指 導	①個人情報は、児童の氏名・住所・電話・写真・作品・作文・テストなど、電子媒体や紙媒体を問わず、個人に関わるもの全てであることを念頭に取り扱うこと。 ②家のパソコンと学校のパソコンメールのメールのやりとりは、暗号化を施し送信すること ③自宅でのファイル作成・修正は、ウイルス対策をされているパソコンで行うこと
	研 修	年に1回程度、研修を行う
事 案 発 生 後	初 期 対 応	①状況を正しく把握する。（ウイルス感染時の状況・紛失時の状況・紛失データの内容等） ② ウイルス感染時には、直ちに全てのパソコンをシャットダウンする ③教育委員会（教育研修担当ICT推進グループ）へ報告する。
	事 後 対 応	①ウイルス感染時には教育委員会からの指示を待ち、許可がでるまで、パソコンを起動しない ②ウイルス感染・もしくは紛失時の状況を詳細に分析し、二度と同じ過ちを起こさない。 ③ 紛失データに個人情報が含まれている場合は、該当の保護者に連絡をとり、説明・謝罪する。 ④必要があるときには、保護者説明会を実施する ⑤ウイルス感染事案・紛失事案の検討を行い、二度と同じ事案を起こさないよう適切な対応をとる

<虐待対応マニュアル>



枚方市立樟葉西小学校 登校支援対応例

枚方市立樟葉西小学校

学校対応	連携対応								
<p>レベル1 (感染症等を除く) 連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が3～5日</p> <p>担任による電話連絡を行います</p> <p>□欠席理由 □医療機関への受診の有無について □次の登校時の連絡 などを行います</p> <p>※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認することもあります</p>	<p>*学年・学年・授業などで関わりのある教員など、校内での情報共有を行います*</p> <p>①学級での様子 ②人間関係把握 ③学習状況の確認 ④クラブ委員会活動などの様子 ⑤家庭での様子</p> <p>チェック</p> <p>保健室への来室状況なども有力な情報になります。</p>								
<p>レベル2 (感染症等を除く) 連続欠席が4日以上、または月間の断続的欠席が6～9日</p> <p>担任による家庭訪問を行います</p> <p>□子どもの表情・様子 □家庭での様子 □子どもの生活リズム □保護者の見立て □子どもの友人関係 □登校への意欲レベル □子どもと保護者の関係性 などに注意しながらお子さまの様子を伺います</p>	<p>*学年・不登校対策委員会・心の教室相談・SC・SSWとの連携を行います*</p> <p>①家庭での様子 ②学校での様子 ③学習状況 ④過去の欠席状況 ⑤スクリーニングシート</p> <p>不登校対策委員会で検討</p> <p>ケース会議</p> <p>情報共有した内容は、学校全体で共有します。</p>								
<p>レベル3 (感染症等を除く) 長期欠席(学期内で10日以上年間30日以上)かつ家庭と連絡が取れる状態</p> <p>① 学校とのつながりを切らない努力をします</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問を実施します 行事への参加の仕方でも家庭と相談します <p>② 保護者、本人の意向の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習の仕方の確認(タブレットの活用等) SC、SSW等専門家相談へつなぐ 別室対応(校内「ルポ」) <p>本人にとってより良い登校支援や、最適な居場所を一緒に考えます</p>	<p>*学校外の組織・専門機関との連携*</p> <p>①教育文化センター内 教育支援センター「ルポ」 学校を通して、又は、直接家庭からの申込みでもできます。登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を行います。 枚方市教育文化センター別館1F(TEL:050-7102-3154)</p> <p>②教育相談(校外) 教育文化センター・まるっこどもセンター</p> <p>③院内学級</p> <p>④フリースクールなど</p> <p>⑤その他必要に応じてつなぐ関係機関</p> <p>・医療・診療内科(発達の問題)・少年サポートセンター(非行)など</p>								
<p>レベル4 (感染症等を除く) 長期欠席(学期内で10日以上年間30日以上)かつ家庭と連絡が困難な状態</p> <p>① SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い目的意識を持って組織的に対応します</p> <p>② 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的関係機関への通知や通告義務があることをお伝えさせていただきます</p>	<p>*重大事案を想定した連携する関係機関*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>連携する関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学義務違反</td> <td>教育委員会</td> </tr> <tr> <td>虐待</td> <td>まるっこどもセンター</td> </tr> <tr> <td>非行</td> <td>少年サポートセンター・スクールサポーター</td> </tr> </tbody> </table>	区分	連携する関係機関	就学義務違反	教育委員会	虐待	まるっこどもセンター	非行	少年サポートセンター・スクールサポーター
区分	連携する関係機関								
就学義務違反	教育委員会								
虐待	まるっこどもセンター								
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター								
<p>レベル5 (感染症等を除く) 年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態</p> <p>電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプローチした記録はすべて残します</p> <p>また、日々の学校対応を記録しています</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。 家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など <p>家庭と連絡が取れない状態、または家庭と連絡が取れても子どもにアプローチができない状態が続く場合には、子どもの命を守ることを最優先に考える対応を行います</p>	<p>*重大事案に発展しないための緊急的な連携*</p> <p>①長期的に家庭との連絡が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急的に関係機関と連携します。</p> <p>→教育委員会へ通告書の写しを提出</p> <p>→まるっこどもセンターまたは中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供</p> <p>②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。</p> <p>→スクールロイヤーに相談します(教育委員会を通して)</p>								

児童の状況は多様であり、本登校支援対応例とは異なる個別の対応を行うこともあります。

(13) 感染症対策（ノロウイルス・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>緊急対策本部 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
事前の危機管理	<p>事前指導</p> <p>①平時より感染症予防には手洗い、うがい、正しいマスクの着用などが有効のため、その指導を行う。※ただしマスクの着用は個人の判断にゆだねることを基本とする。</p> <p>②児童、保護者、教職員へ流行している感染症の情報を発信する。</p> <p>③使用する教室での定期的な換気を実施する。</p> <p>④感染症の発症が疑われる児童がいた場合には、保護者に連絡し家庭での休養と経過観察を依頼する。</p> <p>⑤児童に発熱等感染症罹患の疑いのある場合は、速やかに早退ができるよう依頼する。</p>
発生の環境整備	<p>通常時の環境整備</p> <p>①必要と判断した場合にマスクを各部に配布する。</p> <p>②汚染された場所を清潔な布やペーパータオルなどで、複数回、感染症に対して適当な消毒液（次亜塩素酸ナトリウムやアルコール等）で拭き取りを行う。</p> <p>③学校長が必要だと判断した場合に学校医に相談し、助言や指導を受ける。</p> <p>④出席停止児童の保護者が来校する場合は、可能な限り他の児童との接触のない時間に依頼する。</p> <p>学校で感染症法に基づく感染症の感染疑い者が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染力の強い感染症（ノロウイルス等）の場合、所属教職員により消毒を実施する。感染者の半径 2m程度の範囲、トイレなどの使用があった場合が該当エリアになり、壁や床は飛沫が飛んだり、手が触れたりするところであれば、消毒は必須ではない。 ・教育委員会で定める学級閉鎖の基準や学校の実情を考慮して学級・学年閉鎖、休校の措置をとる。 ・ノロウイルスなど感染者の急増があった場合、保健所から状況の聞き取りや対応の指示を受ける。 <p>※感染症対策下における熱中症対策</p> <p>気温が上がる季節にあっては、体が熱さに十分慣れていない、疲れがたまっている等の状況も予想される中、感染症対策を行いつつも熱中症対策を優先させる。</p> <p><対策ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○エアコンのある教室棟を中心に活動する。 ○冷房時でも喚気は必要。換気で室内温度が高くなるので、エアコンの設定温度をこまめに調整する。 ○マスクを着用している場合は、強い負荷の作業を避け、のどが渇かなくても定期的な水分補給を心がける。 ○毎日の検温や風邪症状を含めた体調の確認は熱中症予防においても有効。体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で休養する。
備考	<p>校内での対応が困難な場合には、教育委員会と協議し対応に当たることとする。</p>

(14) 熱中症対策

<p>体制</p>	<p>指揮 校長 通報連絡 教頭 事務 当該児童の対応班 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
<p>事前の危機管理</p>	<p>通常時の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動場に WBGT 測定器を設置し、教職員が暑さ指数を把握・共有する。また外の体育授業の際には担任が運動場設置の WBGT 測定器を確認し、体育館体育の際には体育館設置の WBGT 測定器を確認し、授業を行う。 ・熱中症発症の危険性が高いと判断した際には、ミストを活用する。 <p>事前指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が示す暑さ指数をもとに、31度を超えた場合には運動を中止とし、水分補給と休憩を行う。 ・熱中症の発症のメカニズムや効果的な予防法、発症時の対応についてその指導を行う。 ・熱中症は高温環境下で、体内の水分や塩分が減少し、体温上昇や調整機能の破綻を招き発症する障害の総称をいい、死に至る可能性がある病態であること。 ・熱中症は予防することができること。(水分補給とこまめな休憩を積極的に行うこと、熱中症予防には日ごろの生活習慣を整えることが有効であること。) ・こどもは大人よりも熱中症になりやすい「熱中症弱者」であること。 ・応急処置を知っていれば、重篤化を回避し、後遺症を軽減することができること。 <p>対策ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンのある教室棟を中心に活動する。 ・マスク着用者は、強い不可の作業を避け、喉が渇いていなくても定期的な水分補給を行う。 ・毎日の検温や風邪症状を含めた体調の確認は熱中症予防においても有効。体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で療養する。
<p>発生後</p>	<p>熱中症疑い者が発生直後</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。 <ul style="list-style-type: none"> →木陰や涼しい部屋に移動させ足側高位の姿勢で横にし、衣服を緩める。 →保冷剤や氷嚢等で太い血管のある首筋や両脇、足の付け根を冷やす。(他、濡れタオルや水道水散布法、全身浸漬も効果的) →経口補水液を飲ませる。(無理に飲ませると嘔吐するので、あくまでも自力で飲ませる。) ② 必要に応じて、救急車依頼 (同時に保護者・教育支援室へ連絡) ③ 事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告 ④ 担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童に近づけないような配慮を行う。 <p>※ 傷病者とほかの児童は近づけないこと。無症状、軽症状の児童に不安が移り、症状が悪化することを防ぐ。</p> <p>重大事案の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 救急車には、養護教諭等が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する (重大事案は教頭もつきそう) ④ 教育委員会児童生徒課には状況を随時報告し、指示をあおぐ ③ 学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応 ④ 窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。 (校長、不在時は教頭) ⑤ 必要に応じ、保護者説明会を開催する ⑥ 事案を分析し、2度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故にあった児童及び事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う。 ・校内での対応が困難な場合には、教育委員会と協議し対応に当たることとする。